

第 8 回

那賀 5 町合併協議会会議録

開会 平成 16 年 10 月 28 日 (木)

閉会 平成 16 年 10 月 28 日 (木)

那賀 5 町合併協議会

第 8 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録 索 引

議件番号	付 議 議 件 名	頁 数
	開 会	P 3
	会長挨拶	P 3
	会議録署名委員の指名	P 3
報告第 28 号	委員の変更について	P 3
報告第 29 号	監査委員の選任について	P 4
報告第 30 号	新市事務所の位置等検討小委員会での協議結果報告	P 4
報告第 31 号	新市建設計画策定検討小委員会での協議検討報告について	P 5
協議第 3 号の 2	合併の期日について（再提案）	P 7
協議第 7 号の 1	新市建設計画策定について	P 14
協議第 16 号の 1	町名・字名の取り扱いについて	P 15
協議第 35 号の 1	上下水道事業の取扱いについて	P 16
協議第 36 号の 1	各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて （ごみ・し尿・火葬場の取扱いを含む）	P 19
協議第 37 号の 1	各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて	P 20
協議第 38 号の 1	各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて	P 21
協議第 39 号の 1	各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて	P 21
協議第 40 号の 1	各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて	P 24
協議第 41 号の 1	各種事務事業（町営バスの運行事業）の取扱いについて	P 25
協議第 4 2 号	事務組織及び機構の取扱いについて	P 25
協議第 4 3 号	各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて	P 25
協議第 4 4 号	各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて	P 26
協議第 4 5 号	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて（給食関係含む）	P 27
協議第 4 6 号	各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて	P 27
協議第 4 7 号	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて	P 28
協議第 4 8 号	各種事務事業（地域審議会等関係）の取扱いについて	P 29
協議第 4 9 号	各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて	P 29
協議第 5 0 号	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて	P 29
	次回協議会の開催について	P 30
	その他	
	閉 会	

第 8 回 那 賀 5 町 合 併 協 議 会 会 議 録

開催年月日	平成16年10月28日(木)					
開催場所	桃山町保健福祉センター 2階 ピーチホール					
開会及び閉会時間	開会 午後1時35分		閉会 午後4時07分			
会議録署名委員	柳本益代	高田英亮	議長	服部	一	
出席並びに欠席委員 出席 35名 欠席 1名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	服部 一		委員	原 延 治	
	副会長	中村 慎司		委員	黒田 七郎	
	副会長	大森 道夫		委員	仮屋 肇昇	
	委員	根来 公士		委員	岡田 邦夫	
	委員	藤永 知宏		委員	藤田 佐代子	
	委員	東本 耕輔	×	委員	山下 忠男	
	委員	榎本 喜之		委員	千田 弘	
	委員	奥 順司		委員	福原 信行	
	委員	上野 富一		委員	宇田 寛	
	委員	南木 和子		委員	津田 愛珂	
	委員	増田 敏郎		委員	西平 美和	
	委員	箕輪 光芳		委員	武部 善次	
	委員	杉原 勲		委員	高田 英亮	
	委員	松井 信雄		委員	竹村 広明	
	委員	大西 洋太郎		委員	松浦 猛	
	委員	柳本 益代		委員	河上 泰三	
	委員	東 健兒		委員	田村 美代子	
委員	丸井 幸次		委員	堂本 正秀		
合併協議会幹事	打田町	総務課長	中井 利明	企画室長	城口 豊	
	粉河町	総務課長	宇野 康夫	企画課長	富松 基和	
	那賀町	企画室長	中谷 裕亮	総務課長	鈴木 年雄	
	桃山町	総務課長	竹中 俊和	企画室長	吉田 靖	
	貴志川町	総務課長	田村 武	企画情報課長	西川 繁	
和歌山県関係	那賀郡町村会事務局長		南 貫 児			
	県民行政部長		南口 勝彦	地域行政課長	稲葉 信	
合併協議会 事務局	事務局長	黒田 敏弘	補佐	今城 崇光		
	次長	奥谷 敏夫	補佐	乾 浩二		
	参与	小島 大	補佐	杉本 太		
	総務課長	栗山 房大	補佐	栗本 宗彦		
	調整課長	狭間 秋友	係長	嶋田 雅文		
	計画課長	岩坪 純司	係長	松井 孝作		
	補佐	半田 雅己	係長	中村 健		
	補佐	浅野 徳彦	主事	國部 毅聡		
関係課長	打田町	農林経済課長	山田 博司	水道課長	金澤 孝俊	
		土木課長	尾崎 茂晴			
	粉河町	総務学事課長	岩原 晃	生涯学習課長	野田 勝美	
		生涯スポーツ課長	宮本 昌男			
桃山町	建設課長	加山 豊彦	まちづくり課長	小坂 好司		
貴志川町	住民生活課長	小倉 堅司				
会議の経過	別紙のとおり					

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>それでは、大変お待たせをいたしました。 ただいまより第8回那賀5町合併協議会を開会させていただきます。 委員の皆様方には、ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございます。 それでは、会議に入らせていただきますが、委員の皆様方で本日の資料をお持ちでない方は、事務局までお申し出ください。</p>
会長（服部 一）	<p>ございませんか。 会議次第2、会長挨拶ということで、会長の服部よりご挨拶を申し上げます。 また、会長には挨拶終了後、議長を務めていただき、議事進行方よろしくお願いいたします。</p> <p>どうも皆さんこんにちは。 大変ご苦労さんでございます。 実りの秋を迎えまして、すっかりと秋めいてまいりました。朝晩水の冷たさも感じるころになってまいりました。23号台風のつめ跡とともに、中越の大地震で日本列島が大変な状況になっている昨今でございます。皆さんとともにお見舞いとともにも手を差し伸べていかなければならないんじゃないかと、こういうことでございます。何かいい朗報を待つのみでございます。</p> <p>本日、第8回の合併協議会を開催をご案内申し上げましたところ、委員の皆さん方には大変それぞれお忙しい中ご出席をいただきましてご協議をいただくことに心からお礼を申し上げたいと思います。協議会も回を重ねるごとに小委員会でも精力的な協議を重ねていただきまして、合併に向けて着々と進めていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>なお、本日をもってこの事務事業の提案が最終になろうと思います。多くの議案を提案させていただきますけれども、ひとつ慎重にご審議をいただきまして確認、ご協議をいただけたらとこのように考えております。どうぞひとつお忙しいですけれどもよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですけれども開会に当たってご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に基づき、議事を進めてまいります。 ただいまの出席委員は、34名であります。那賀5町合併協議会規約第10条の規定により、過半数の委員の出席を得ておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、箕輪委員さんが少し遅れるということでございます。東京の方で京奈和の促進の決起大会に議長さん方出席をいただいております。また東本委員さんにおきましては、欠席の旨の連絡をいただいております。</p> <p>次に、会議次第第3「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員は、那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定により議長が指名することとなっておりますので、柳本委員さんと高田委員さんをお願い申し上げます。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>次に、会議次第4、議事の（1）報告事項に入ります。 まず、報告第28号の「協議会委員の変更について」事務局よりご報告願います。 会議資料2ページをお開き願いたいと思います。 報告第28号「協議会委員の変更について」ご説明をいたします。 去る10月1日に開催されました打田町臨時議会において、正副議長の改選があり、木戸昌明議長に代わり、東本耕輔新議長が就任されました。協議会規約で5町の議会議長に委員としてご委嘱申し上げることになっておりますので、東本議長を協議会委員として委嘱させていただきました。本日、ご紹介申し上げる予定でございましたが、あいにく、体調を崩され入院加療中のことで欠席をされております。 以上でございます。</p>
議長（会長 服部 一）	事務局より協議会委員の変更についての報告がありました。打田町の木戸委員に

部 一)	<p>おかれましては、協議会運営に多大なご協力をいただきましたことに、この場をお借りいたしまして皆さんとともにお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>次に報告第29号「監査委員の選任について」事務局より報告願います。 会議資料3ページをご覧になっていただきたいと思います。 報告第29号「監査委員の変更について」ご説明をいたします。 監査委員の選任については、那賀5町合併協議会規約に関する協議書の第6条により、5町の長が協議して委員の中から2名を委嘱するとなっており、第1回合併協議会で木戸委員、仮屋委員をお願いをしておりましたが、木戸委員の退任により後任を5町の長が協議した結果、東本委員をお願いをすることになりましたのでご報告申し上げます。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>事務局より監査委員の選任について報告がありました。 次に、報告第30号「新市の事務所の位置等検討小委員会での協議結果報告について」委員長より説明を願います。</p>
山下委員長	<p>それでは、お手元の資料によりましてご報告をさせていただきます。 第7回新市の事務所の位置等検討小委員会結果報告。 第7回新市の事務所の位置等検討小委員会において協議いたしました事項を那賀5町合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会規程第6条の規定に基づき下記のとおりご報告を申し上げます。 会議の開催状況でございますが、平成16年10月19日午後1時30分から粉河町ふるさとセンターで開催いたしました。出席委員は14名でございます。 主な協議の確認の事項でございますが、お手元の資料のとおり、まず、「町名・字名の取扱い」に関すること、そして「アイデア賞の選定について」ということでございますが、まず、別添にご用意いたしました新市の事務所の位置等検討小委員会結果報告の1ページをご覧いただきたいと存じます。 新市の事務所の位置等検討小委員会協議結果報告。 新市の事務所の位置等検討小委員会では、平成16年度6月24日に開催されました第4回那賀5町合併協議会におきまして、「町名・字名の取扱い」について付託を受け協議をしまりました。 7月20日に開催された第4回小委員会において、「町名・字名の取扱い」については、各町でそれぞれ事前に協議して、新市の名称決定後に確認、調整することとし、継続審議となりました。 9月30日に開催されました第7回那賀5町合併協議会において、新市の名称が「紀の川市」に決定したことを踏まえ、10月19日に開催された第7回小委員会では各町の意見を集約し協議した結果、次のとおり決定されました。 (1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。 (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。 以上をもって、那賀5町合併協議会から付託されました「町名・字名の取扱い」については、新市の事務所の位置等検討小委員会での審議を終了いたしましたので、ここに報告を申し上げます。 平成16年10月28日 委員長 山下忠男。 以上でございます。何とぞご協議、ご承認のほどお願い申し上げます。 それから、アイデア賞の選定につきましては、お手元でございますように資料を用意いたしました。アイデア賞の選定につきましては、当日、それぞれの委員から選定を申し上げます。 それでは、「アイデア賞の選定について」は、新市の名称として決定しました「紀</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>丸井委員長</p>	<p>の川市」以外の作品の中から 20 作品を選定しました。選定については各委員が 1 作品を選び、委員長が残りの全てを選定いたしました。</p> <p>また、各作品について応募者が複数の場合は、その作品ごとに抽選し決定いたしました。</p> <p>アイデア賞、「あがら市」、戸田多恵子、打田町。</p> <p>「彩紀市」、馬田進司、粉河町。</p> <p>「紀州市」、浜田喜代香、粉河町。</p> <p>「紀水市」、植松英久、那賀町。</p> <p>「北紀州市」、井本百合、桃山町。</p> <p>「紀桃市」、児玉君代、粉河町。</p> <p>「きのかわ市」、松下一穂、那賀町。</p> <p>「紀ノ川フルーツ市」、山田末子、粉河町。</p> <p>「紀の国市」、矢田恵子、貴志川町。</p> <p>「紀之都市」、藤本仁美、粉河町。</p> <p>「紀望市」、西 佳美、桃山町。</p> <p>「紀北市」、上田健造、貴志川町。</p> <p>「きらめき市」、北原里菜、貴志川町。</p> <p>「五那市」、松山絹子、粉河町。</p> <p>「四季豊市」、木下登喜、粉河町。</p> <p>「壽恵廣市」、辻岡良一、那賀町。</p> <p>「那五味野市」、谷口句子、粉河町。</p> <p>「ニュー那賀市」、坂口義夫、貴志川町。</p> <p>「フルーツ市」、森 俊、貴志川町。</p> <p>「平和那市」、木元しよの、那賀町。</p> <p>以上、20 点を選定いたしましたので報告を申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、大変ご苦労さまでございました。</p> <p>山下委員長から小委員会での協議結果の報告がございましたが、ただいまの報告につきましてご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に報告第 31 号「新市建設計画策定検討小委員会での協議結果報告について」委員長よりご報告願います。</p> <p>では、私の方から新市建設計画策定検討小委員会でのご報告を申し上げたいと思います。</p> <p>去る、10 月 18 日に第 8 回の新市建設計画策定検討小委員会を開きました。そこで、最終の案といたしましてお手元に配布いたしております那賀 5 町新市建設計画(案)をまとめております。このまとめに至った経過を私の方からご報告を申し上げたいと思います。お手元に報告書がございますので、それを朗読させていただきたいと思いますので、ご了承していただきたいと思います。</p> <p>新市建設計画策定検討小委員会は、平成 16 年 3 月 30 日に開催されました第 1 回那賀 5 町合併協議会におきまして新市建設計画の策定について付託を受け、これまで 8 回の会議を重ね協議を行ってまいりました。</p> <p>4 月 12 日に開催した第 1 回小委員会では、市町村の合併の特例に関する法律、すなわち合併特例法第 5 条に基づく基本的な事項、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならない、このことを確認した上で新市建設計画の策定方針案や計画書の基本構成案を決定いたしました。</p> <p>また、建設計画策定にあたり、住民の持つ行政ニーズや新市のイメージ等を把握</p>
---------------------------------	---

するために、合併後の将来のまちづくりに関する住民意識調査を実施していくことも確認をいたしております。

新市の建設の基本方針については、5月18日開催の第2回小委員会から6月14日開催の第4回小委員会にかけて集中的に協議を行い、新市のまちづくりの将来像や具体的な目標を確認いたしました。

取りまとめにあたっては、5町の現状を踏まえて、合併の必要性と効果、各町のまちづくりの方向性や地域課題の把握、それから住民意識調査結果などを検討しながら協議を進めてまいりました。

内容につきましては、将来像を実現するための基本的な考え方をもとに、目標人口・土地利用構想に加え、特に重点的に取り組む事業として『いきいき人・まちプロジェクト』と『きらきら土・水・緑プロジェクト』の新市発展プロジェクトを設定いたしました。

また、新市の将来像を描くキャッチフレーズとして『元気で安心、自然の中で交流の輪が広がる 文化創造都市』を決定いたしました。これにつきましては、紀の川の水系や和泉山脈、紀伊山地などの自然と風土の中でこの地域に住む人々が交流の輪を広げ、元気で安心な社会づくりに貢献するとともに、新たな地域の文化を創造していくことを目指し、9月17日開催の第7回小委員会において決定をいたしております。

新市または県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項については、7月16日開催の第5回小委員会で取りまとめ方法、記述内容等についての協議を行い、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。

新市の将来像の方向性を示した基本構想の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を展開するための基本計画であるまちづくり施策・主要事業については、新市で実施しなければならない事業、合併することで必要となる施策や一体的に継続して実施する施策など多くの施策・事業を盛り込むことにしております。

公共的施設の統合整備に関する事項については、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。

内容につきましては、効率的な整備と運営を努める必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮しながら検討を行っていくことで方針を立てております。

新市の財政計画については、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営に主眼をおいて策定しております。

作成にあたっては、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や経済情勢等を勘案し、合併初年度から平成27年度の間について作成をしており、分野別主要事業、合併に伴う経費節減、合併に係る特例措置等を反映させるとともに、健全な財政運営に必要な経費を見込んでおります。

以上、那賀5町合併協議会から付託されました「新市建設計画の策定」については、那賀5町新市建設計画(案)として10月18日開催の第8回小委員会で最終確認ができ、新市建設計画策定検討小委員会での審議を終了いたしましたので、ここに報告を申し上げます。

どうかよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

それから、3ページ、4ページ、5ページ、6ページにあります附属資料がございますけれども、第一番目はこの新市建設計画(案)には第6章までございます。その6章の第一章の序論から第6章の財政計画までというものの構成についての資料でございます。それについての内容がございますので、またご拝読をお願い申し上げます。

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>それから、5ページは8分野別に施策を体系として整えております。その8分野の施策の柱を述べておりますので、それをご拝読をいただきたいと思ひます。</p> <p>それから、6ページはその分野別施策の柱に基づいて事業費の一覧表でございます。合併後の新市ではこのような事業を行っていくという計画でございますので、また一読をしていただきたいと思ひます。</p> <p>どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>大変ご苦労さまでございました。</p> <p>ただいま、丸井委員長から小委員会での協議結果報告がございました。委員長の報告に対してご意見なりご質問ございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>松浦委員</p>	<p>貴志川の松浦です。委員長報告をここでこれを承認するというよりも、次のこの問題がそうですわね。後の。ここで質問なしでやってもうここで質問はできるんやろうかどうやろうかと。で、質問事項はここでは保留いたしまして、こちらの方で若干ご意見なりまた考え方等々をお聞きしたいところがあるんですが、どういふような。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>松浦委員</p>	<p>次に提案させていただいていろいろご意見をいただく段取りをしていますので、その時に。</p> <p>それでは、今ご報告されたことについて、委員会としてはこういうような流れで報告していたということについては質問はございませんが、後ほど、ここで質問は保留いたしまして、後ほどここで行いたいと思ひます。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>お願いします。</p> <p>他にご意見ございませんか。</p> <p>特にないようでございますので、次に進ませていただきます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次に（2）の協議事項に入らせていただきます。会議資料の6ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>協議第3号の2「合併の期日について」の再提案は、前回第7回の協議会に置いて「合併期日は、平成17年11月7日とする。」という旨の調整方針(案)を提案させていただいておりますが、この合併期日の決定につきましては、合併協議の中でもとりわけ重要な項目の一つでありまして、慎重には慎重を期して決定しなければなりません。</p> <p>そういったことから私としてはさらに期間を置きまして、次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思ひますが、それでよろしゅうございますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>高田委員</p>	<p>次回へ継続ということで、11月7日を検討するというごことでございますが、それであればもう11月7日に固執して検討するというごことになるんでしょうか。白紙になってもう一度検討をさせてもらうというごことでもいいわけなんですか。そこるところをお聞かせ願ひたいと思ひます。これは今出していただいたのはあくまでも調整方針(案)ですわね。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>高田委員</p>	<p>はい。</p> <p>これでは決定ではないですね。今の時点では。ということは変更もありうるということですか。意見が出てきましたら。</p> <p>というのは、私はちょっと意見を述べさせていただきますけれども、こういう11月7日という期日というのは、私たち議員、今竹村議員と2人出させていただひているんですが、粉河やあちらの方ではもう11月7日に決っているというような報道を受けたと。この前の体育協会の総会でもそういうようなことを受けたということで、その後、委員の中にうちの議員さんもおられまして報告をいただいたんですが、「お前ら、協議会に出席しているのに何でわしらに報告がないんや。」という</p>

議長（会長 服部 一）
高田委員

お叱りを受けました。それで私たちはそのこの10月25日に全員協議会を開催をさせていただきまして、皆さんの意見を聞かせていただきました。そしてこの9月30日の提案された合併期日、11月7日というのは、私はずのこの貴志川町議会におきましては1月に入ってからの方が良いのではないかという意見になりましたので、そういう2つの案を出して次の機会にどちらの方がいいかということ協議、それはできるわけですね。

はい、そうです。

それで、一応確認だけさせていただきたいのですが、この11月7日というのはこれはどこで決められて出てきたものか。その11月7日という根拠というのですか、はっきりした理由、根拠、それをちょっと示していただきたい。なぜ1月だったらダメなのか。これを聞かせていただきたい。

それで、その11月7日についてはこの前議長会でもちょっと確認はしたんですが、議会の方には何の相談も連絡もなかったわけでございます。それで事務局に聞かせていただくと、最初は18年の1月を目途に進めてきたが、町長会からは何とか早くできる期日はいつかということであったと。本当の理由を聞いたら暫定予算を組まなければいけないからなとか、那賀町長選がどうやからというような事由であったと思うんです。

それで、もし11月7日が決定になりましたら、市長選、それから市議選それが大体50日以内にするということで、多分12月ごろになると思うんですよ。そしてその12月ごろになったら年末の一番忙しい時期でもあるし、またミカン農家の一番忙しい時期でもあるので、その選挙はまたぐんぐんと繰り上がってくるとそう言われていましたけれども、繰り上がれば繰り上がるほどカキとかまた米の収穫とかになって段々と忙しくなるようにも思われます。

そんなんで、うちの方の議会の意見はもっともっと住民を主体に考え、その選挙においてでも住民に参加してもらえよう合併にしていっていただけたらどうか。それで、先日も町長会でも話し合いさせていただきましたが、打田町根来町長も初めは1月が良いと思っておられたと。うちの貴志川町長もそういう意見を出しておられたようです。事務的にもあまり早くしていったら遅くなるんじゃないかなと私の方ではそういう意見が出ます。

それで、1月という意見をちょっと出させといていただきまして、1月よりも11月7日の方が良いという確たる根拠とか理由があればまた持ち帰って説明をし、皆さんの了解をいただくということができると思いますので、ここで町長会の中でも桃山町長も言うていました、11月7日と1月、2案を出して皆に聞いていただいたらどうかというようなことも言うてくれておりましたし、そういうようなことで検討をしていただけたらありがたいかなと。もうそこで11月7日が一番皆がいいんだということになれば、貴志川も皆にそういう説明をさせていただいて決定をさせていただきたいと、そのように思います。

それと、ひとつ何ですが、貴志川町にとって今大きな問題、貴志川線の廃止問題というのが大きな問題になっているわけなんです。それでその目途がつくまで一生懸命議員一同皆がんばっているんですが、ちょっとでも目途がつくまで長く期間をちょっとでもいただけたら。もう目途がついてしまえばもうすぐそれでもいいんですけれども、南海貴志川線が廃線、廃止になる時に沿線の利用ということで桃山町議会さんにも議決をいただきました。そういうようなことでこの貴志川にとっては貴志川線存続ということが一番の問題になってきております。それで皆さんの互譲の精神というんですか、今は貴志川、桃山でそういうお願いをしていますけれども、紀の川市になりましたらこの紀の川市の問題として取り組んでいただきたい。すみずみまでの配慮をさせていただきたいとそのようにも思っており

<p>議長（会長 服部 一） 根来委員</p>	<p>ますので、貴志川としましては目途がつくまでちょっとでも長い方がいいというそれも一つの理由ということになっておりますので、その点ご検討のほどをよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>私はいろいろ意見がありましたけれども、現在は11月7日が最適であるというふうに思っておりますし、議会でもそのように説明をいたしまして、議会全員の了解を得ておりますので、私は11月7日ということで再度、1カ月期間があれば再確認をしたいとそのように思っております。以上です。</p> <p>高田委員さんの方から提案も含めましてご質問がございました。この件には先ほども申しましたように、次回の協議会におきましていろいろとご協議をいただきまして確認をいただきたいとこのように思いますので、どうぞ。</p> <p>松浦です。高田委員が言われるのは、11月7日、1月1日も両方あるんですかと。それで次回まで延ばされるんですかというように受け止めたんですが、観点を変えまして私の方からご質問申し上げたいと思います。</p> <p>申し上げておきますが、私は一般人でございますので議会の制約も何も受けておりません。ただ、第7回のこれでちょっと気になることがあります。第7回目の5町合併協議会の資料を持ってきておるんですが、この11月7日を提案された時、前段には3月31日までに云々ということがされております。そして年発足と新市発足と同時に安定した住民サービスが提供できるよう合併協定の締結、議会での議決を受けてから電算システム、条例、いろいろ時間がかかりますということが書かれています。そしてその中で私はちょっと見過ごしできない期日だなと思っておりますのは、最短で平成17年10月までの移行期間が必要と思われる。10月まで。そしてその後いろいろこれについて5町との調整、住民との関わり、深いいろいろ諸問題をその間にやっておかなければいけませんよと。そしてその数たるや2,170件を数えるところに書いてあります。</p> <p>そしてその後、これはいいことではないんですが、大きな地震がこの今の新潟地震ではなしに、大きな地震がその後ありました。三重県ではその時点では合併が直後の年になった。私こんなことになるんやったら覚えておったらよかったのと思うんですが、事務局の方で調べていただいたらわかるんですが、避難勧告の時期が旧町でばらばらやったと。新しい市になっておりながらそのことが各町の末端までこれは徹底していなかったと。マニュアルがありながらそれがなかったと。こんなことが新市が発足したら待ったなしです。その間に事務局の方では最短で17年10月末までの事務移管が必要だと。非常に切羽詰った形になっていると。そこへ11月7日合併といいますが、わずか1カ月しかない。これは直接なんですが、福祉事務所の関係でいきますと、事務移管について法制度と理論研修で2カ月、実務研修で6カ月必要とすると。これは福祉事務所が同時に発足しなくちゃいかん問題ですから、そこらもどないなんのやると非常に心配をするところでありまして、私の方、先ほど高田委員言われましたように貴志川線の問題です。もう率直に言わせて貴志川線の存続かどうかということは合併問題に重要だと。合併問題どっちになってもいいと。このような意見すらあります。せっかくここまで合併に向けて協議してきた事項です。私はそういうことで町民の皆さんが合併よりも貴志川線だという話、そうではないですよと言いたいんですが、それほど貴志川線の問題は切実な問題です。先ほど丸井委員が報告されましたときにも、質問は後ほどいたしますと言いましたが、この中でもいろいろ記載されておりますのは新市において協議を進めていくと、非常にありがたいお言葉ですが、待ったなしです。11月7日時分には恐らく私どもの方は大変な貴志川線の問題、時期に来ていると思うんです。せっかく今までこの私たち皆さん育ててこられてきたんですから、せめて合併につ</p>

<p>議長（会長 服部 一） 黒田委員</p>	<p>いてはひとつ皆でわかって、そしてこの前段に書かれておりますようにお互いの立場を十分尊重しようよと、コミュニケーションを大切にしようよと。先人に感謝し、5町の歴史、文化に敬意を払おうと。そして将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょうと。いわゆる合併協議の5カ条ですが、これの精神を本当にひとつ、もし次回提案されるなら1月1日、11月7日と2つの案でされるのが当然ではないかと実はこう思うところです。</p> <p>いわゆる茶道の心得の中に、教えの中に「倅啄同時」という言葉がございます。今まで温めてきた卵がかえる瞬間、下からひなが合図を送るのを倅と申します。その機と同時に親鳥が上からつついて健全なひなが誕生いたします。</p> <p>私は今まさに重要な時だと思うんです。そういうことから是非次回に持ち越されるのであれば11月7日ありきではなしに、一遍11月7日という線にこだわるなら1月1日という選も同時にここで行っていただきたいと私はそう思っていて、もし次回行われるというのなら、11月7日、1月1日、2案同時にどっちを取るんかと。恐らくそんなことをしていただきたいくはないんですが、これまでの経過等々を踏まえ、根来委員も先ほど発言されましたように、11月7日が私の方は議会の方に言っているというんなら、私の方は1月1日という線で議会の方を応援せざるを得んとこのように思います。よろしくお取り計らいお願いしたいと思います。以上です。</p> <p>はい、黒田委員。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>那賀町の黒田でございます。</p> <p>ちょっと議長、教えていただきたいんです。</p> <p>まず一つ、前回ね、9月30日の第7回の合併協議会の中で、この合併の期日についてですね、その調整案をご提案されました。次回の本日、決定していただきたいんだということを議長自らやっぱり宣言してくれているわけなんです。</p> <p>二つちょっとお尋ねしたいんですけれども、その一つは、なぜ今議長が言われたとおり再提案されるけれども次回にひとつ持ち越してお考えさせていただきたいんだという、前回から今日決定せんなん問題をなぜ1カ月ずらしたのか、その根本原因を一つだけ説明していただきたいということと、それから貴志川の高田議長が言われましたけれども、この「合併の期日について」一体どこの小委員会で言動をされたのか、ひとつその点を議長、簡単に結構でございますから、私質問をさせていただいた要点だけをひとつお答えいただきたいとこのように考えるわけなんです。</p> <p>まず一回目の質問をそのようにさせていただきたいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 黒田委員</p>	<p>議長と会長だぶっていますので、黒田委員さんのご質問にお答えをしたいと思います。</p> <p>おっしゃられましたように、今回は再提案です。前回提案をさせていただいて次回に確認をいただきますということで提案をさせていただきました。それでよろしいかということで、結構ですということで決定を見ているわけなんです。で、その後、今回の協議会までの間に、それぞれ期日の問題についていろいろ検討をされている様子が出てまいりました。で、そこで今回再提案の中で一応そういった状況が出ておりますので大変重要な案件であるということ把握した中で、ひとつ次回までにいろいろとご相談をされたり判断をしていただいて確認をいただくということの意味で今回の提案については進行させていただきました。</p> <p>二つ目の小委員会云々のどこでということなんですけれども、これは小委員会に付託して協議するという議題ではありませんでしたので、協議会において期日を決めるところという方針で進んでおります。</p> <p>やはり今回、このような大事な問題だということで貴志川から提起されているわけなんです。問題は、そういうことを重要な合併の期日を決めるのに、ただ協議</p>

議長（会長 服部 一）

会で検討するんだと。そしたら提案するのはどこから提案されてきたのか、そのどこでどのようなところで協議をされたのか、それをひとつご説明いただきたいと思うんです。どうぞ。

まず、今日のこの協議にされている再提案の件なんですけれども、先ほどから再提案をさせていただいた議案につきまして貴志川さんの方から要望を含めた提案がございました。で、これも含めて皆さんがそれでいいということであればそれも含めた中で次回に協議をしていただいて確認をいただくという方法になると思います。

で、どこでその提案の議案をこしらえたかということなんですけれども、黒田委員さんもそれぞれ町において相談をされておると思いますけれども、これは先ほど言いましたように協議会で協議をしていただいて確認をいただくという状況にありますので、まず長の間で大体提案をする内容についていろいろ検討をしていく中で、最終議会の議決をいただかないかんということでそれぞれ各町の議会に諮っていただいて、そしてその意見を持ち寄って最終の期日を案として出そうやないかと、こういう経緯がございます。

そうした中で幾つかの意見が出されてきたわけなんですけれども、いろいろな事務的な問題、いろいろなことも想定する中で、まず11月の7日ということが最終1案として出てきたのでこれを提案しようと、こういうことになった経緯がございます。

黒田委員

前回もね、調整案を提案された時にですね、再提案ということをやっぱり書かれてるわけですね。前回。今回も再提案されると。それやったらやっぱりこの協議会で最初からずっと協議をされるのが当たり前であると思うんです。若干ちょっと誤解されるかもわかりませんが、この合併の期日は那賀郡の町長会で決められたものか、そうで僕はないと思うんです。こんな大事な問題を。そしたら協議会で決める原案はやっぱり11月7日ということはどこから根拠が出て11月7日にしたんだと、どこから出されてきたんだというそのことを僕は聞かせていただきたいんで。一体から僕らも聞かせてもらった以上は平成17年度11月7日に合併の期日をするんだということを承っているわけなんですよ、やっぱり。打田の町長が言われたとおり、そのとおり私たちは受け止めているわけなんです。そして今日は決定する問題を服部議長が改めて再提案されたけれども、次回に持ち越していく。僕は一体何を協議されやんなん根本的な問題があるのか、どこから発生されてきたのかという一つの問題をもっと具体的に聞かせていただきたい。ここ数日の間に変わってきたということは、このような方法で変わってきたんだと。だから今日は再提案させてもらうけれども、決定は次回にしていくなだよというやっぱり協議会は全員納得させていただかんことには、どこかでやっぱり合併の期日を決めて、今日は再提案されて異議ないですかと、異議なかったら異議なしと言われるわけなんです。僕はやはり11月の7日が、今申しましたら僕は一番最適な平成17年の11月7日がいいんじゃないかと思うんです。そこから50日以内に市長選挙、市議会議員の選挙もされて、それからやっぱり4年後にはそれより前にやっぱりさせていただきますから、そんな年末早々の選挙じゃなくして、11月のええ気候に、まず10月の末ごろに2回目から選挙がされるんじゃないかこのように期待してございます。僕はやっぱり1月に入ったら正月早々から選挙をせないかん。そういう人のことはやっぱり再考をしていただきたいとこのように考えるわけなんです。

議長はやっぱりその提案を具体的に言えないということであれば、私は深くお尋ねすることは差し控えさせていただきますけれども、もし質問の趣旨に沿ってお答えいただければありがたいと思うんですけれども。その質問に対するお答えを簡単に結構でございます。ありがとうございました。

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>もっともなご意見でございます。提案するに至った今の内容についてということなんですけれども、ひとつ黒田委員さんにご理解いただきたいと思うんですが、本来なら私はこの会で決をとってでも、ということにするのが当然だと思うんです。前回の協議会でそういう決定をしていますので。しかし、先ほどからもご意見、提案がありましたようなご意見も出ておりますので、強行的にそういった決を下すよりもできるだけそういった理解をしていただくというような方向の方がいいんじゃないかという判断のもとに、これは私一人ではなくて、いろいろ相談をさせていただく中でそういう提案をさせていただいたと、こういうひとつの事情があるわけです。皆さんがここで決を取ろうというのであれば、それもいいんですけれども、ひとその辺をご理解いただいたらなとこういうことで。</p>
<p>山下委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>委員として、もう一つは町長としてこの協議の11月7日の提案の経過というのが黒田委員からも各委員に少し提案の経過を少し具体的に、どうしてこういう生まれたかという。私は町長会へ出席させていただきました。そして今ここで発言するのは委員として発言させていただきます。</p> <p>町長会での意見は、この日の決定は大変重要で議会の議決事項であると、慎重にせないかんという意見もありました。しかし、事務局の日の決定はこの事務的な移行の問題、電算の問題、住民の意思の確認の問題、そして町長、お互いの5人の町長の任期の問題、また議会の任期の問題、そして季節また各町の事情からこの話が出まして、幾つかの案、3案も出てきました。事務局から3案。それぞれこの日は何でいいか、この日が何でいいか、こういう案でと。その3案の中の採決というか決定したのが11月7日です。</p> <p>その3案の最終的には、この11月7日というのは私の理解だけ申し上げますと、各委員に。やはり年内に3月31日までに合併の調印が行われ、そして年内の6カ月の移行期間、その他で事務的にして電算の移行、そしてそれで職員の異動、いろいろなことを考えてみますと、組織体制の一応の整いは年内に早く、できるだけ早く整えないかん。後は残るのはこの大事な市長を決める、議員を決めるというの。これは年越して新年早々がいいんか、年末がいいのか、また農作業の問題もあるという中で、やはり一つの問題を重要視すると同時に4年後の選挙は一体どうなるのかとこれも検討しました。そして1月なら4年後の選挙は12月末かまた1月早々になるか、そういう問題が起こる。11月なら年内に選挙があつて4年後は今黒田委員が言われたようなこともある。いろいろそういうふうな3つの案を検討したことは事実でありますし、その経過は事務局からそれぞれの意味合いを説明いただければいいと思いますから、簡単に申し上げます。私はそういう中で決定されたと思っておりますので、補足的に出席した町長としてその経過を申し上げます。以上です。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 中村委員</p>	<p>どうでございますか、他に。</p> <p>あまり時間を取りたくないんですが、皆さんが発言されましたので一言だけ申し上げたいと思います。</p> <p>私は高田議長が言われたように町長会では1月1日の合併でお願いしたいと。それは南海貴志川線とか色々なことあまり申し上げませんでした。事情をわかっているかと思っておりますので申し上げます。で、正月済んでの選挙になりますと暫定予算を組まんなん等々の中で4年毎にそうなるということでもあります。本来からすれば統一地方選であればどの市町村も暫定予算を組んでやるわけで、当初の事務局の考え方等につきましても正月前後の休みにいろいろと事務的な移動をして1月が良からうという話もうわさでは聞いておりましたし、また貴志川にとってはそういうことの中で1月1日と言うことを町長会の中でお願いをしたわけなんです。いろいろと那賀町の町長さんの任期の問題等々ある中で最短でいつ</p>

議長（会長 服部 一）
宇田委員

できるんだというふうな事務的な段取りがいつになるということになりますと、11月ごろだというような格好になったわけです。

今日はこの間提案された11月7日が今日は持ち越しということにつきまして、貴志川にとっても議会との意思疎通が図れなかったという私の力不足もごさいますけれども、町長何してたんやと、貴志川のこともっと事情を話しせなんだんかということでお叱りを受けましたが、全員協議会でいろいろと議会なりに協議をしていただいて、もう一度提案はありましたが今日のこの日までにもう一度全協を開いて貴志川の願いを申し上げるということで先ほど議長が発言をされたわけなんですけど、また引き続いて松浦さんもそういうことで貴志川の実情を言っていたと思うんですが、最終的には多数決で決めたらいいということだと思うんです。思うんですが、一度考えていただいて、そして先ほどから話を聞いていますと11月7日という町の方が多いようですが、それはやっぱりいろいろと相談をしていただいて、そして4対1か3対2かそれはわかりませんが、貴志川町はそうでなかったらやめておくと言っているんじゃないんですから、一度その提案に対しての貴志川の要望というものにも耳を貸していただいたらなとそう思うだけでごさいますのでご理解をいただきたいなとそう思います。

はい、どうぞ。

桃山町の宇田です。今貴志川町の方から特に期日についてのご意見があったわけなんですけど、桃山町、私が一般住民の代表のような形で参加をしております。で、この期日の提案とか新市名の何とかの提案、あるいは確定をした問題が出てきました。桃山町ではこの今回の協議会ができる以前から町内の各種団体約20ぐらいの団体の長で合併懇話会というのをやっています。で、非常に重要な時期に来たということで私どもの方では懇話会を開きました。で、今までの確定した事項とか、それから提案されているような問題を事務局の方から説明をしていただきました。その中でやはり出たのが、この11月7日という新市発足の期日についてですね、一部の委員から出たのは、11月7日という中途半端な日は何でそう決まったのかという意見が出ました。それについては、やはり住民の方々のサービスに問題のないように土日を入れた後での日ということで選定をされて、それが7日ということになってきたというような説明もありましたし、私どもはそう伺っていました。そういう話をして納得をしていただいたと。

で、したがって、期日についてはできるだけ早い方がいいんじゃないかというのが1点ございます。で、したがって、11月の7日ということについては合併懇話会では全員納得をしていただいたと。

それから、もう一つは貴志川町さんの方では貴志川線の問題があるかと思うんです。私は建設計画の小委員会の委員をさせてもろうていますが、この資料の中にもあると思うんですが、公共機関の整備充実というのが取り上げられています。その中でやはり貴志川線の問題も大きくその中に一つ載せられています。で、小委員会でもこの問題については論議をされています。で、新市としてもこれを存続させていくということやっていこうやないかということになっておるわけなんです。なるほど、貴志川と桃山だけで進むんじゃないしに、やはり5つの町が市になって、市として頑張っていってもら、話し合いを進めていってもらというのがより私は強力な何になるんじゃないかと。したがって、お互いにやはり助け合っていくという基本の精神からいって、それが当然のことやろうと思います。ただ単に貴志川の問題や桃山町の問題やということではいかんと思うんです。そういうこともひとつ含んでおいていただきたい。かように思います。

議長（会長 服部 一）

どうぞございますか。他にご意見ございませんか。

で、次回の協議会において確認をいただくということでもよろしいかということで

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ご提案させていただいたんですけれども、それに対して要望を含めたご意見、質問が出ていたわけなんです。そういった意見を踏まえて次回に協議をしていただくということにするということについてはどうでしょうか。</p>
	<p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>異議なしの声が多うございますので、この協議第3号の2「合併の期日について」は大変重要な問題でありますので、再提案につきましては次回の協議会においてご審議をいただきまして、次回の協議会で確認をいただきたいとこのようにすることに決定をさせていただきます。</p>
<p>竹村委員</p>	<p>次に、7ページをお開きください。</p> <p>協議第7号の1「新市建設計画の策定について」は、小委員会開催後、翌月の協議会において委員長より協議状況を逐次報告いただいております。調整方針（案）といたしましては、別途那賀5町新市建設計画のとおりとするということでございます。</p> <p>この件につきまして次回の協議会においてご審議いただき、ご確認をいただきたいと思いますが、このことに対して何かご意見ございませんか。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 丸井委員長</p>	<p>貴志川町の竹村でございます。1点だけお聞きします。</p> <p>建設計画（案）じゃなしに、先ほど委員長が報告された中の都市基盤整備の中にJR駅舎及び駅周辺の整備事業とあるんですけれども、これに関してはJRだけになってしまいます。貴志川線の駅舎の整備事業が載っておりませんので、その辺再度検討いただきまして中に織り込んでいただきたいとかように思うわけなんです。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 竹村委員</p>	<p>委員長。</p> <p>私の方から答弁させていただきます。</p> <p>この貴志川線の存続協議ということなんですけれども、これは先ほど宇田委員も言われましたとおり、やはり新しい市になっても取り組んでいこうということで、この協議というのは和歌山市もかかわってきます。それから国もかかわってきます。県もかかわってきます。そういうような中でその4者一体となって取り組んでいきたい。もちろん駅の周辺整備も含まれてくると思います。存続になりますとそういう問題も含まれてくると思いますので、やはり新しい市になってもこれを協議をしていきたいとこういう意味でございますのでご理解いただきたいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 丸井委員長</p>	<p>竹村委員、どうですか。</p> <p>それは十分わかるわけなんですけれども、この都市計画基盤の整備の中にJR駅舎及び駅周辺の整備事業、金額も概算で載っておるわけなんですけれども、この中に貴志川線の駅舎及び周辺の整備も入れていただきたいとかように思うわけなんです。</p>
	<p>丸井委員長。</p> <p>この都市基盤の整備なんですけれども、これは各町からいろいろな継続している事業とか、新規これから考えていく事業とか旧町村の中でいろいろ事業が出てきたわけなんです。そういう中でまとめていったわけなんですけれども、ここにはJR駅舎及び駅周辺整備事業となっていますけれども、この中には等含めて、JR駅舎及び駅周辺等整備事業というような感じで考えていきたいと思います。</p> <p>これ、一応委員会としては締めくくっておるんですけれども、今日協議会でいろいろご意見があれば次回、予備日を持っておりますのでその中で委員の皆さんにまたお諮りをいたしまして次回の協議会でご報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>

竹村委員	<p>それでしたら、ＪＲを取っていただくというような方向で協議をよろしくお願 いしたいと思います。</p>
丸井委員長	<p>それについても一回予備日を持っておりますので、委員の皆さんのご意見を拝聴 いたしたいと思います。</p>
松浦委員	<p>次回ということですが、大分中身に入ってきてますので、もう一遍でも小委員会 をやって検討をいただくんでしたら、いろいろ私これを読ませていただいたん ですが、２１ページあたりには駅前整備の促進・推進などを合わせ商業環境の整備を 図りますと書かれているのはこれは貴志川線も含まれておるところ解釈してよろ しいんですか。２１ページです。２１ページの中に。</p>
丸井委員長	<p>この都市構想の中の部分ですけれども、当初はやはりＪＲ、特にこの５町合併で 新市の中には粉河町、名手駅、それから打田駅とＪＲの駅が３つありまして、そ れから南海貴志川線があるということで、やはりこの駅ということについても住民 の皆さんの交通体系につきましても非常に重要な事項でございますので、それも含 めて検討していきたいと思います。</p>
松浦委員	<p>もう一点だけ小委員会の中で今もう一回やっていただくという前提に立って お願いしたいんですが、こちらの１０ページをお開きいただきたいと思いま す。これは質問も兼ねてどうお考えになっておられるのかということですが、 この１０ページには緑色で新しい新市の地図がございまして、その隣はど この市かわかりませんが恐らく岩出だと思っておりますが、白地図になって ございまして、それでこれずっと読ませていただきました、この間送って きていただいて読ませていただきましたら、点線は京奈和自動車道だろうと ころと思います。そして京奈和自動車道の中に赤丸が２つございま す。貴志川町からいいますと、この赤丸のところまで行くのがやっぱり こう行かんやろうと、それでこの白いところにどんな丸がつくのか知ら んですが、せめてやっぱり目配り気配りがなるなら、これは実際にでき ているのと違うんですから、赤丸の一つぐらいこの白い所との間に つけておいていただきましたら、井阪橋まっすぐ走っていったらここ に行くんやけどなということにも思いますので、いろいろまた町民 の皆さんにもお話する時に赤丸の一個もないやないかというよう なことは非常に重要な部分になってまいりますので、そういう点を ひとつお含みの上次の小委員会なり何なり開かれるんでしたらご 配慮いただければ幸いです。別に答弁要りません。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>いろいろ意見をいただいておりますけれども、他にございせんか。 ではもうないようでございますので、次に進ませていただきます。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>協議第１６号の１「町名・字名の取扱いについて」事務局より説明願 います。 会議資料９ページをお開きください。 「町名・字名の取扱いについて」は、第４回協議会において新市の事務所の位置 等検討小委員会に付託する旨のご確認をいただいております。町名・字名の取 扱いについては、歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の 少ない方式を選択すること等を考慮し、十分な審議を尽くし委員会としての結 論をいただきました。 調整方針(案)といたしましては、 （１）桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠 称の「大字」を削除した名称とする。 （２）打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大 字」を削除した名称とする。 というものでございます。 会議資料９ページ、１０ページには５町の状況を、また１１ページには先 進事例を、１２ページには法的手続及び住民の各種手続等を掲載してござ いますのでご覧ください。</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局より「町名・字名の取扱いについて」の説明がありましたが、この件につきましては次回の協議会においてご審議をいただきまして確認をいただきたいと思いますが、今の説明に対して何か質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に進ませていただきます。</p> <p>協議第35号の1「上下水道事業の取扱いについて」は、第7回協議会において提案させていただいておりますが、調整方針(案)について再度事務局から説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>会議資料13ページをお開きください。</p> <p>まず、上水道の調整方針(案)といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。 (3) 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 (4) 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一をいたします。 <p>次に、工業用水道事業の取扱いについて、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 <p>次に、簡易水道事業の取扱いの調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡易水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 (3) 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。 <p>次に、飲料水供給施設事業の取扱いの調整方針(案)として、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。 (2) 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 (3) 各種手数料、受益者負担金（施設分担金）検針業務及び料金の徴収方法については、合併時に統一をする。 <p>次に、下水道事業の取扱いの調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定をする。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。 (2) 貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐというものであります。 <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>ただいまの事務局の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>松浦です。私ばかりしゃべっているのが非常に恐れ入るんですが、何を申しましても次の次は貴志川町、その次は那賀町とこれでお役ごめんになるものですから、ちょっとここで聞いておきたいと思います。</p> <p>今、調整（案）を出されました中で、用語についてであります私、聞かせて</p>

<p>事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>いただきたいんですが、現行のとおり新市に引き継ぐ、現行のとおり新市に引き継ぎ新市でやると。当分の間現行のとおり、合併時に統一する等々いろいろ同じ中でも字句があります。これは後の公営住宅ですか、ここらでは調整の後数年の間にどうどうするというようにきられています、そういうように限って当分の間というのは大体でいいんですが、今申しましたように私も来月か今月いっぱい、今年いっぱいでお役ごめんですから、せめてそれだけは聞いておきたいのは、当分の間とは大体どのくらいを言うんだらうかと。3日を言うんだらうか5年を言うのか何年を言うのか、そこらをちょっと私の方も当分の間で、いつまでやと言われたときに、さあ、というようなことでは、せっかくここで委員の一員として出さしている以上申しわけないと思いますので、そこだけ一遍事務局の方で答弁いただけましたらお願いしたいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 榎本委員</p>	<p>調整課です。ただいまの質問で上水の部分についての「当分の間」という調整方針でございますが、これにつきましては部会の方で何回となく協議をいたしました。上水道事業の方針としましては、各施設の整備状況とか、あるいは財政上の経営状況、それから水道料金の現実的に格差等諸問題が多くございます。で、合併時に事業等水道料金を合併時に統一を図るということは非常に難しいところがございます。しかし、将来の統合を視野に、会計事務の統合あるいは事業会計の管理方針を統一化すると。そういうことによって経営内容の明確あるいは事業ごとの収益とか費用を整理していった上で適切な資金管理を行っていく方針でございます。そういうことで合併と同時に行政区域内の水道行政についての事業統合等を考慮した水道事業長期計画、こういうものを合併後に早期に策定をいたしまして水道事業計画と財政計画、これらに基づいた新市として適正な水道料金の統一を図るべく調整を図ってまいりたいということで、「当分の間」というのは一応合併後そういう事業計画、それを策定を早期に行っていくということで、具体的に年数的には合併後3年ないし5年以内というそういう話も中ではしていますが、今後そういう詰めには入った中では今後検討したいと思います。</p>
<p>説明員（打田町水道課長 金澤孝俊）</p>	<p>松浦委員さん、よろしいですか。 他にございませんか。 座ったままで失礼いたします。 この水道のことなんですけれども、「現行のとおり」と松浦委員さんと同じことなんですけれども、「現行のとおり」というのはいつの時点のことを言うのかなと。打田町でも近年水道施設が新しくなってたくさんのお金がいって、また那賀町さんの方では水道をまた広げていっていると。そうすると受益者に負担がはね返ってくるようであると。そうすると水道料金も変わっていくであろうと。また、これ私資料見て思いますのに、一つの町のことを言うて申しわけないんですけれども、給水原価と供給単価、つくるよりも売のお金の方が安い町があると。これだけ町に蓄えがあってダンピングして売っていて大丈夫なんかなと。このままでいくんであってその「当分の間」というのは私も気になったんですけれども、この辺をどう是正して合併に挑んで、そこからその時点が「現行のとおり」なのか。今現状のここに私らとして持てる数字がそのまま当分の間続くのか。その辺についてこれから合併に向けて何らかの是正をするなりよい方向に持っていきなり、いろいろ町も住民も常に進んでいるわけで生きているわけなんですから、こういう数字的なものも変わってくると思うんですけれども、その辺についてちょっとお聞かせいただきたいと思います。</p>
<p>説明員（打田町水道課長 金澤孝俊）</p>	<p>打田町の金澤です。水道課長です。 水道部会の部長の下で検討をさせていただきました。その中で5町の中でいろいろと経営方針なりがかなり違ってきます。そういった中で蓄えがある町、蓄えのない町いろいろ出てきました。その中で料金格差、そして現状できない部分ということ</p>

<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友） 榎本委員</p>	<p>ころもあります。だから統合できない部分をどないしていくかとか。だから5町全体がまだ我々の中には見えないような状態なんです。だから、システムを一本化したりして、経営状況を明確化して、その上で分析をして統一できるか、川北だけを統合して南は南で統合するとか、いろいろな方式が出てくると思うんです。だから、全部を統合していくというのはちょっとかなり難しいと思います。今現在各町において上水道事業、簡易水道事業、飲料水供給事業、その中でも統合できてはおりません。そういった中で我々は5町全体を眺めた計画を立ててやっていきたいなとそういう結果になりました。以上です。</p> <p>どうでございますか。はい、どうぞ。</p> <p>ご質問のその「現行のとおり」はどういうことかというんですが、現時点で、5町で行っております上水、簡水、それぞれについては合併後今の状況をそのまま新市に引き継いでいくとそういうことでございます。</p> <p>施設的に企業的にも統合していく、それは新しい市になるんですから。その統合ができるまでいくつかの水道の企業、会社が市の中に存在するという形になるのはわかるんですけども、そしたら統合する時に個人、権利、相続できる水道の加入権、この金額的なものも違うし、それはどこが一番高いところの町へ合わせて全住民からいただくのかとか、1栓いくら当たりまで統一するとか、ようさんもうっているところは返しますよとか、また企業的にまた変わってくると思うんですよね。これは行政ですけども、会社ですからその辺の分があると思うので、それを先ほど言われた3年とかの間でしようと思うものすごい労力ではないかなと思われまます。それについてはもう専門の方々がされるのですからやってやれないことはないかもしれないけれども、大変難しい問題であって、私もここ数年間の間に飲雑用水ということで水道というものは家にきました。それについて水道料金、町から取られると、今まで井戸水でしたのでまったくただでしたけれども。また下水道に関係するのは水道料金に準じて下水道の料金も払わなければならないとか、その点出てきますので、バラバラになったら下水道の方もまとまっていかないんじゃないかなというふうな懸念もありますので、両方合わせて最大限努力して欲しいなと思ひます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、この件についてお諮りします。</p> <p>協議第35号の1「上下水道事業の取扱いについて」はご異議ございませんか。（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>では、この上下水道事業の取扱いについては調整方針(案)のとおり確認をされました。</p> <p>ここでしばらく休憩をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（ 休憩 午後3時00分 ） （ 再開 午後3時13分 ）</p>
<p>議長（会長 服部 一） 丸井委員長</p>	<p>再開をいたします。</p> <p>休憩前に引き続きまして会議を進めたいと思ひます。</p> <p>先ほど建設計画の件でご意見、質問が出ました。改めて丸井委員長よりこの件について説明をしていただきたいと思ひます。</p> <p>答弁がまた後になって申しわけないんですけども、再度答弁をさせていただきたいと思ひます。</p> <p>南海貴志川線の存続の問題ですけども、この計画案の29ページをお開きいただきたいと思ひます。その中の3点目の公共交通の整備というところで、JR和歌山線については駅周辺整備を推進するとともに、観光施設の充実、沿線の魅力度を高め利用客の増加を図ります。その中で次に南海貴志川線についても、新市、和歌</p>

<p>松浦委員</p>	<p>山県、和歌山市によってその存続を協議しますと。だから、その存続については新しい市になっても合意というのはおかしいですけども、強力に存続を求めていきたいと。その中で存続が成り立ちますとこのような周辺整備ということも当然ついてくる問題であると思いますので、そのような点でご理解をいただきたいと思います。</p> <p>それから、10ページの京奈和自動車道のインターチェンジの問題で2カ所しかこの枠内にないわけなんですけれども、これはあくまでも新市の今の枠内の中での計画でございますので、その枠内から外れていることについては少しご理解をいただきたいと思います。以上です。</p> <p>私の質問に対してちょっと誤解を招くといかんで言うておきたいんですが、ここに書いている青いところに書いている打田町のここ、線が切れているでしょう。京奈和自動車道行くまでの間に。ずっと424、424を右へ回って行くんですが、井阪の橋を渡ってまっすぐ行くと線が切れているでしょう。そこのところへ岩出の市の中へ丸をつけると言うているのと違う。せめてここへ丸ぐらいつけて欲しいなと。まっすぐ上がって、これ道ないでしょう。そうやから、新しい市の計画やから、今すぐつけともそういうふうに言うてないんです。せめて新市の未来を描く何の中ではここくらい赤い線を引いておいてもらったらありがたいけどなと。これでいきましたら委員長、竹房の橋を渡って神通を行くんですよ。お前んとこ風吹通ってるやないかというてもたらそれまででせ。しかし、新しいやっぱり夢を持たせてくれて。これは新市計画なんでまさに夢を描いてくれているのやから、貴志川町にすれば井阪の橋を渡ってまっすぐをずっと国分寺のあの横を通っていったら新しい京奈和道路へ行くんですよというような夢を描くぐらいの目配り気配りはいただきたいとこういう意味です。</p>
<p>丸井委員長</p>	<p>あくまでも我々この新市建設計画の中で路線についての協議をさせていただいております。その中で各町からのいろいろな新規路線も出てきております。ただ、基本的にはやはり偏ったこともできないということの中で全体的に新市の中でも有効な道がどれがあるかという事と、それからやっぱり実際継続されている道路というものを重点的に乗せていきたいということで、特にこの京奈和に関する関連道路ですか、アクセス道路についてはこのところはやっぱり新市の中で検討していただきたいと。計画に乗せていくとなるといろいろな各町からいろいろな意見が出てきますので、この京奈和に関するものについては新市の中でまず協議をしていただければなどこのように思います。</p>
<p>事務局（計画課長 岩坪純司）</p>	<p>計画課の岩坪でございます。</p> <p>先ほどのご質問、松浦委員からの質問であるんですが、10ページにつきましては新市の概況という中でとらまえてございます。したがって、今計画があります打田インターチェンジ、粉河インターチェンジ、現在のところこの2つしかございませんので、その点ご了解いただきたいと思います。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ひとつご理解いただきたいと思います。</p> <p>次に、協議第36号の1「環境衛生関係事業の取扱いについて」も、前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>会議資料15ページから16ページをご覧くださいと思います。</p> <p>まず、15ページ、ごみ・し尿関係の調整方針(案)といたしまして、</p> <p>一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。</p> <p>指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。</p> <p>持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。</p> <p>ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については新市において改めて審査する。</p> <p>次に、火葬場・墓地関係の調整方針(案)といたしまして、火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元の同意の趣旨を尊重する。</p> <p>また、使用料は貴志川町(五色台広域施設組合)の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。</p> <p>霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。</p> <p>町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。</p> <p>次に、環境保全関係の調整方針(案)といたしまして、合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止する。</p> <p>というものであります。以上で終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対してご質問なりご意見ございませんか。ないようでございますので、確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>「環境衛生関係事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p> <p>では確認がされました。</p> <p>次に、協議第37号の1「商工・観光振興関係事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております調整方針(案)について事務局より説明願います。</p> <p>17ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。</p> <p>(2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。</p> <p>(3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。</p> <p>(4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営に</p>
--	--

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。</p> <p>（５）観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。</p> <p>（６）観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。というものでございます。</p> <p>以上で終わります。</p> <p>ただいまの説明に対して質問なりご意見ございませんか。</p> <p>特にないようですので、確認させていただきたいと思えます。「商工観光振興事業の取扱いについて」は調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>ありがとうございます。確認をされました。</p> <p>次に、協議第３８号の１「都市計画事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。</p> <p>調整方針(案)について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>１８ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>（１）都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。</p> <p>（２）都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（３）都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。</p> <p>（４）都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は１７人以内とし、任期は３年とする。また、委員構成については貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p> <p>（５）計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（６）土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ただいまの提案説明に対してご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>「都市計画事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>ありがとうございます。確認をされました。</p> <p>次に、協議第３９号の１「建設関係事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております調整方針(案)について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>１９ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>（１）町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、指導路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。</p> <p>（２）道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（３）急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。</p> <p>（４）道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引</p>

<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>き継ぐ。 （５）河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。 （６）河川法の適用または準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。 （７）道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。 （８）生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。 （９）町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。というものであります。 以上で説明を終わります。 ただいまの事務局の説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>（９）のところで町道整備工事補助金については、合併時に廃止すると。これはこの時点ではその前にあるのは町道は市道にすべてしますよと、市道の認定をやりますと書いています。で、ここでなお（９）の町道というのは一体どんな道を指すんやろう。そのことをお聞きしたいんですけども。 事務局。 ただいまの質問にお答えをいたします。 市町村では道路を大きく分類をいたしますと、市町村道、町道ですね、それから生活用道路また農業用道路とそれから林業用道路とそういうふうに分かれると思います。で、建設関係事業では市町村道と生活道路に主に取り扱っているところがありますけれども、現在の町道は全て新市に引き継ぐということでございます。で、新市においてはそういうことで現在の町道については認定路線の見直しを新市において行っていくという方向でございます。で、その時に市道と生活用道路の分類を行いまして、市道については全て市で管理していくという考えであります。 また、生活用道路については現行制度を見直しを図りまして、一元化を図って、この中にもあるんですが、生活環境施設整備補助金とここで対応を考えていきたいと思えます。 そういうことで市道はすべて市で管理するというものであることから、市道の補助金については合併時に廃止するというところでございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 松浦委員</p>	<p>よろしゅうございますか。 それで、恐らくそうだと思っているんやけども、この町道というのは、いわゆる現行の貴志川町の中では区道というやつを指して言うているのと違うやろうかと。町道についてはここに書いてるように工事補助金云々というの、これは問題は区道、いわゆる生活道路その上で言うている。こうなってくると幅員が問題になってくると。これは法に決っているやつですから。そこら一体どないすんのやと。 それともう一点お願いしておきたいんですが、その狭い区道の中にいわゆるライフライン、水道等々が走っていると。せめて何の規制があるんなら、何メートルという規制があるならそれ以下のところでライフラインの通っている道路については市が管理するというようなそこらの方法がとれるのかとれないんだらうかと、1点お聞きしたいと思えます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>事務局。 町道については認定基準というのが現在のところ各町によって基準が違います。そういうことで新市においては認定基準を一応一元化というんですか、見直しを図</p>

<p>松浦委員</p>	<p>って基準を一本化すると。そういう中で区道の扱い、町道の扱いという部分が出てこようかと思いますが、そこで見直しを図っていくということでご理解をいただきたいと思います。</p> <p>今の事務局の説明でわかったんですが、そうやってまいりますと、いわゆるこの町道、今現在ですよ、現在の町道認定外、これは幅員の関係等々でその中にいわゆる水道の何が走っていると。それを今でも言うと、その幅員がないもんやから町道に認定できんと。いわゆる区道ですんやと。で、今度は区道というもんが残らんと。大方廃止するんでしょう。そうなってくると区道というものは残ってこんと。そのところを補助金を合併時に廃止すると言われてくると、いわゆるライフラインについては市の直轄の道路に引いていただきたい。これは要望ですが、それだけお願いしておきます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局</p>	<p>事務局。</p> <p>十分検討したいと思います。そういうことで、先ほど申し上げましたが、区道等につきましては生活環境施設整備補助金と、この中で対応していくということでございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 福原委員</p>	<p>他にございませんか。どうぞ。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友） 山下委員</p>	<p>先ほど聞いていたら、町道認定の件でございますけれども、見直した中で町道を認定していくというような状態のことを事務局の方で言っていましたけれども、見直すということは基準にはまらない、市道にはまらない道路やと思うけれども、かなりへき地というか、いなかの方へ行ったら、ある程度無理した中で町道に認定を受けているという道路は多数あると思います。その道路を、今は町道でございますけれども、市に移行した後市道にできやんというような状態になってくると、これはもうまた具合が悪いと思うし、それでやっぱり今までの町道は一括して全部市道にするんやというような状態にしてもらわなったら、基準があるんやというような状態で切り捨てられたらつまらんとかように思ったんやけど、その点ひとつ。</p> <p>事務局。</p> <p>基本的に現在の町道については市道という扱いで考えております。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>これ町道といっても千番台、二千番台ありまして、この二千番台は桃山町の場合は地元管理なんですよ。地元管理ということは補助金で修理しなさいという道になる。ところが町道という名前をつけるわけ。だから町によって一括解釈できない面もあるので、ちょっと事務局その辺は少し区分をはっきりしておかないと、これ地元へ下ろしていくと解釈の相違で、今の地元管理、それじゃ皆市道にしてくれるのかという解釈になると、ちょっとこれかなり、それは区道、地元管理の人は喜ぶと思いますよ。町道という名前がついてんのやから。しかし、二千番台と千番台違いますので、ちょっとその辺の認定の時はちょっとつくるといよりも、少し幅を広げるなら広げてもらっても結構だけれども、はっきり解釈だけしておいてください。</p> <p>以上、それだけ言うておきます。今の福原議長の質問と同じです。</p> <p>もう答弁いいですか。事務局。</p> <p>先ほども申し上げましたが、現在の町道は新市に引き継ぐという基本的という言葉を使わせていただきましたが、当然見直しというのもこの中に入れております。そういうことで見直しによって町道が区道になると、区管理とか一格下がるとかそういうことは分科会の中では考えておりません。そういうことで基本的と申し上げたのは、やはりそういう見直しもあるという形の中で基本的に町道は市道に引き継</p>

<p>山下委員</p>	<p>ぐという言葉で申し上げさせていただいたので、当然町道であれば市道という解釈はしているわけですが、部会の中のそういう見直しという言葉の中でそういう表現をさせていただいたということをお願いいたします。</p> <p>確認の意味で再度。</p> <p>それでは市道にしてくれるんですね。認定をするんですね。私が言いましたように地元で管理して今まで補助事業でやっていた町道を市道に認定するということは、この9番の補助金を廃止するからもう市道にせなしょうがないと。だから、その辺だけちょっと理解だけしておいてくださいよ。事務局それだけお願いしておきます。そんなに多くはございませんがかなりあります。中山間行きますと。かなりあります。だから、これは千、二千では違いますので少し慎重にひとつ。</p> <p>事務局どうですか。もう答弁いいですか。</p>
<p>議長（会長 服部 一） 事務局（調整課長 狭間秋友）</p>	<p>すみません。ちょっと繰り返しになるんですが、現時点では部会の中の方向では先ほど申し上げましたが、現在の町道はすべて必ず市道という部分ではございません。というのは、先ほども申し上げましたが、認定基準が見直しを図るという意味もありますので、必然的に町道は市道ということだろうと思うんですが、この答弁としましては必ずということではございませんのでご理解いただきたいと思えます。</p> <p>もう他にございませんか。</p> <p>では、お諮りします。ただいまの39号の1については、調整方針(案)どおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし。」の声あり。)</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ありがとうございます。確認をされました。</p> <p>次に、協議第40号の1「公営住宅事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案をさせていただいております。</p> <p>調整方針(案)について事務局より説明願います。</p> <p>会議資料20ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(2) 改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(3) 住宅計画(ストック総合活用計画)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>というものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対して質問なりご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ありがとうございます。確認をされました。</p> <p>次に、協議第40号の1「公営住宅事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案をさせていただいております。</p> <p>調整方針(案)について事務局より説明願います。</p> <p>会議資料20ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(2) 改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(3) 住宅計画(ストック総合活用計画)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>というものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対して質問なりご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>ありがとうございます。確認をされました。</p> <p>次に、協議第40号の1「公営住宅事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案をさせていただいております。</p> <p>調整方針(案)について事務局より説明願います。</p> <p>会議資料20ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(2) 改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。</p> <p>なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。</p> <p>ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>(3) 住宅計画(ストック総合活用計画)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(4) きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>というものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に対して質問なりご意見ございませんか。</p> <p>(「なし。」の声あり。)</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>では、お諮りします。 協議第40号の1については、調整方針(案)どおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>ありがとうございました。確認をされました。 次に、協議第41号の1「町営バス運行事業の取扱いについて」も前回の協議会において提案させていただいております。 調整方針(案)について事務局より説明願います。 会議資料21ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。</p> <p>(2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。</p> <p>というものであります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>この件について質問、ご意見ございませんか。 ないようでございますので、お諮りします。 この「町営バス運行事業の取扱いについて」は、調整方針(案)のとおり確認することにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし。」の声あり。）</p> <p>ありがとうございます。確認をされました。 次に、協議第42号「事務組織及び機構の取扱いについて」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>22ページをお開きください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所もしくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮いたします。</p> <p>(2) 行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう整備いたします。</p> <p>(3) 責任の所在が明確で、指揮命令系統がわかりやすい事務組織及び機構といたします。</p> <p>(4) 緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。</p> <p>というものであります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>この23ページの行政組織図(案)につきましては、現時点での考えられる組織図であり、今後、人員配置をしていく上で変更もありうることをご承知おきいただきたいと存じます。 以上で、協議第42号「事務組織及び機構の取扱いについて」の説明を終わります。</p> <p>この件につきましては、次回の協議会においてご審議をいただきまして確認をいただきたいと思いますが、今の説明に対して質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ないようですので、次に進ませていただきます。 協議第43号「農林業振興関係事業の取扱いについて」事務局より説明願います。 24ページをご覧ください。 調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用いたし</p>

<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>榎本委員</p> <p>事務局（調整課長 狭間秋友）</p> <p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>ます。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編をいたします。</p> <p>(4) 土壌改良補助事業については、合併時に廃止いたします。</p> <p>(5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化いたします。</p> <p>(6) 水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため、以降については国の新制度に基づき検討をいたします。</p> <p>(7) 打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止をいたします。</p> <p>(8) 果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。</p> <p>(9) 有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化をいたします。</p> <p>(10) 有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整をいたします。</p> <p>(11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることといたします。ただし、独自の団体については、現行のとおりといたします。なお、団体への補助金等については、新市において調整をいたします。</p> <p>(12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止いたします。なお、新市においては、県の認証制度により実施いたします。</p> <p>(13) 農林産業まつりについては、新市において調整をいたします。</p> <p>(14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。受益者負担については現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化いたします。</p> <p>(15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市に置いて一元化をいたします。</p> <p>26ページから35ページに掛けては、現在の5町の状況を、36ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>この件につきましても、次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきたいと思います。</p> <p>今の説明に対して質問なりご意見ございませんか。</p> <p>30ページなんですけれども、果樹対策事業について「現行のとおり新市に引き継ぐ。」先ほどから「現行のとおり」とかそういうのが出ていますけれども、これは桃山町の桃の特別な対策だと思うんです。これは新しい市になると新市全域に対応するということで考えてよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ご質問のとおり、現在桃山町1町ですが、新市になれば全体としてこの事業を行っていくということでございます。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>ないようでございますので、次に進ませていただきます。</p> <p>協議第44号「小・中学校の通学区域等の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>37ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりといたします。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整いたしま</p>
---	--

<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>す。</p> <p>この39ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただきまして確認をいただきたいと思いますが、今の説明に対して質問、ご意見ございませんか。</p> <p>（「なし。」の声あり。）</p> <p>ないようですので、次に協議第45号「学校教育関係の取扱いについて」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>40ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一いたします。 (2) 学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものいたします。 (3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (4) 学校給食事業については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものいたします。なお、未実施校については新市において検討をいたします。 (5) 体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一をいたします。 (6) 私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定いたします。 (7) 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (8) 粉河町育英事業については、合併時まで廃止をいたします。 (9) ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給いたします。 (10) 新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一をいたします。 (11) 教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (12) 要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施をいたします。 <p>この41ページから45ページには、現在の5町の状況を、46ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと存じます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p> <p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>この件につきましても次回の協議会においてご審議をいただき、確認をいただきたいと思いますが、質問、ご意見ございませんか。</p> <p>特にないようですので、進ませさせていただきます。</p> <p>協議第46号「社会教育関係の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>47ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定をいたします。 (2) 子どもセンターについては、合併時に廃止いたします。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討いたします。 (3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置いたします。 (4) 学校週5日制推進事業については、合併時まで事業内容を検討・調整し、

	<p>新市においても引き続き実施いたします。</p> <p>(5) 成人式及び60の集い事業については、新市においても引き続き実施いたします。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整いたします。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整いたします。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合いたします。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整いたします。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努めます。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設けます。なお、委員会については新市において再編をいたします。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとしたします。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとしたします。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぎます。 なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行います。 また、巡回図書については新市において検討をいたします。</p> <p>(12) 歴史民族資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしたします。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとしたします。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整をいたします。</p> <p>49ページから54ページには5町の状況を掲載しておりますので、ご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>この件につきましても、次回の協議会においてご審議をいただきご確認をいただきます。</p> <p>今の説明に対して、質問、ご意見ございませんか。</p> <p>ないようですので、協議第47号「社会体育関係の取扱いについて」事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>56ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <p>(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置いたします。</p> <p>(2) 町主催の体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとしたします。</p> <p>(3) 体育協会については、合併時に統合いたします。</p> <p>(4) スポーツ少年団については、合併時に統合いたします。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぎます。</p> <p>(5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとしたします。なお、使用の手続及び管理については合併時までに調整をいたします。</p> <p>(6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施をいたします。</p> <p>57、58ページには、5町の状況を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>この件につきましても、次回の協議会においてご審議をいただきましてご確認をいただきます。</p> <p>今の説明に対して質問、ご意見ございませんか。</p>

事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>ないようでございますので、進ませていただきます。</p> <p>協議第48号「地域審議会等の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>60ページをお開きください。</p> <p>私たち那賀5町合併は、歴史的・文化的・日常的なつながりが強く、一体的なまちづくりの推進が容易であります。また、自治会・区長会を通じて幅広く地域の意見や要望を聞いていることから、組織機構、支所機能を充実することにより今後も住民の意見を反映できることから、調整方針(案)として、市町村の合併の特例に関する法律(以下「法律」という。)第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しないという調整方針(案)でございます。</p> <p>61ページには地域審議会と地域自治組織の比較表を、62ページから66ページには関係法令を掲載しておりますのでご覧おきください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>この件につきましても、今回の協議会においてご審議をいただきまして確認をいただきたいと思います。</p> <p>今の説明に対して質問、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし。」の声あり。）</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>ないとのことでございます。</p> <p>次に、協議第49号「窓口業務の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>67ページをご覧ください。</p> <p>調整方針(案)といたしまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下をまねかないよう努めます。 (2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 (3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整をいたします。 (4) 夜間の対応については、合併時までに調整をいたします。 (5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応するものいたします。 <p>68ページから70ページにかけましては、5町の状況を、71ページには先進事例を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと存じます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>この件につきましても今回の協議会においてご審議をいただき、確認をいただきたいと思います。</p> <p>説明に対して何かご質問、ご意見ございませんか。</p>
事務局（次長 奥谷敏夫）	<p>ないようでございますので、協議第50号「社会福祉協議会の取扱いについて」事務局より説明願います。</p> <p>72ページをお開きください。</p> <p>調整方針(案)といたしましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉協議会については、合併時までに統合できるよう調整に努めるものいたします。なお、補助金については、新市において調整をいたします。 (2) 委託事業については、合併時までに調整をいたします。 <p>73ページには5町の状況を、74ページには先進事例・関係法令を掲載しておりますのでご覧おきいただきたいと思います。</p> <p>以上で終わります。</p>
議長（会長 服部 一）	<p>この件につきましても、今回の協議会においてご審議をいただきまして確認をいただきたいと思います。</p>

<p>事務局（次長 奥谷敏夫）</p>	<p>説明に対してご意見、ご質問ございませんか。 （「なし。」の声あり。） ないようでございますので、次に会議次第第5の次回協議会の開催についてを、事務局から説明願います。 75ページをご覧ください。 第9回協議会につきましては、11月25日木曜日午後1時30分から貴志川町西貴志コミュニティセンターにて開催いたしたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次回は第9回合併協議会11月25日木曜日午後1時30分より貴志川町西貴志コミュニティセンターでお世話になることとなります。万障お繰り合わせの上、ご出席方よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>福原委員</p>	<p>次に、会議次第その他ということですが、委員の皆さん方、事務局、何かございませんか。 また掘り返すようで悪いけれども、11月7日の合併の期日の件でお伺いさせていただきたいと思えます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>先ほど議長の方から1月1日と2案させていただくというような報告がございましたけれども、そういうことで踏まえてよろしいんですか。 それからひとつ皆様方にお聞きいただきたいんですけども、ほとんど今の町のいろいろ事業やらいろいろなことが新市に引き継ぐというような形で取られております。そういった意味で、新しい市になっていいところを踏まえて取っていただいたらこれはいいと思えますけれども、一番、何分にもこの合併期日というのは議員のこれはもう命でございます。やはり意見がばらばらのような状態で1町でもそこを通らなければ、議決をいただかなければこの5町が破談すると。4町になってもかまわんというような状態かもしれないけれども、1町が破談をするということによってたちまち期日も迫ってくる中で4町で行こうかということも難しいと思うし。ある程度やっぱりこの期日については臨機応変にやっぱり考えていただかなければ、1カ月、2カ月仮に延びたとしてもさほど町民に支障を来たすことは私はないと思っています。仮に早まってでも支障がないと思っています。そういった意味であまり急ぎすぎるといろいろ障害が出てくるのではないかとかように思います。その点、先ほどの確認の意味でちょっと質問させていただくわけでございます。</p>
<p>福原委員</p>	<p>期日については11月7日ということで当初提案をさせていただき、確認をいただきました。で、今回のいろいろご意見が出てまいりましたけれども、次回も11月7日ということで提案をさせていただいて、先ほどからの提案がございました件も含めていろいろご意見をいただいて最終確認をいただきたいと。提案は再提案と同じ形で提案をさせていただきたいと思えます。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>他にございませんか。 ちょっと待って。 それから、仮にいろいろ町村で、いや1月1日やとか10月の中頃の体育の日やというような状態の中で出てきますとしたら、それを一本化、どの日に一本化していくのかわかりませんが、一本化していくという意味でとらえてよろしいですか。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>次回の協議会の進め方につきましては、一応予定どおり11月7日ということで提案をさせていただきまして、それに対していろいろご意見を出していただいてご審議をいただいて最終結論を見たいとこのように考えております。 他にございませんか。</p>
<p>議長（会長 服部 一）</p>	<p>では、ないようでございますので、全て協議を終了いたしました。 大変活発なご意見をいただきましてありがとうございました。 これで第8回合併協議会を閉会させていただきますが、閉会に当たりまして大森</p>

副会長（大森道夫）	副会長より閉会のご挨拶をいただきます。 本日は第8回那賀5町合併協議会、ご多忙の中各委員さんにご出席をいただきまして慎重なご審議をいただきまして本当にありがとうございます。
議長（会長 服部 一）	ただいま問題になっております合併期日につきましては、11月7日ということで一層のご尽力をお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。どうもありがとうございました。 どうもありがとうございました。
（ 閉会 午後4時 07分 ）	

那賀5町合併協議会会議運営規程第8条の規定に基づき、ここに署名する。

那賀5町合併協議会 会 長

同 署名委員

同 署名委員